

京丹後市夢まち創り大学学生証取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、京丹後市夢まち創り大学（以下「本学」という。）事業として、京丹後市内で展開される実践的課題解決手法を活用した大学教育の活動を行う学生、教員等に対して発行する京丹後市夢まち創り大学学生証（以下「学生証」という。）の利用条件を定め、もって京丹後市及び市内各地域の夢と活力ある地域創造の推進及び大学による教育研究の機能と成果の向上に資することを目的とする。

(学生証の提示が必要な支援内容)

第2条 学生証を提示することで享受することのできる支援内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 京丹後市マイクロバスへの無償での乗車
- (2) 本学シェアハウスへの無償での宿泊
- (3) 丹後海陸交通株式会社が運行する京丹後市内路線バス無料乗車証の利用

(学生証の貸与及び所有権)

第3条 学生証の発行を希望する学生は、京丹後市夢まち創り大学学生証登録用紙（様式第1号）により申し込むものとし、学生証の発行を希望する教員等は京丹後市夢まち創り大学OB、OG用登録用紙（様式第2号）により申し込むものとする。

- 2 学生、教員等から学生証発行の申込みがあった場合は、本学は学生証を発行し、学生、教員等に貸与する。
- 3 前項の場合、学生証の所有権は本学に帰属する。
- 4 学生、教員等は、学生または教員等の身分を失ったときは、学生証を返却しなければならない。

(デポジットの返却)

第4条 本学が学生証を発行し、学生、教員等に貸与する場合、学生証1枚につき500円を現金で収受していたデポジットについて、施行日以降は収受しない。

- 2 施行日以前に支払ったデポジットの返却を学生、教員等が申し込む場合は、デポジット返却・寄附申請書（様式第3号）により申し込むものとする。
- 3 前項の規定によりデポジットの返却を申し込んだ場合、もしくは、学生証を返却した場合は、デポジットを返却する。

(デポジットの寄附)

第5条 デポジット返却・寄附申請書（様式第3号）により、寄附の意思表示を行った場

合は、本学が寄附として収受する。

- 2 学生証を発行した日の翌日を起算日として、10年間学生証の返却もしくはデポジット返却申請が行われなかった場合、学生、教員等の学生証に係る権利は失効する。

(紛失再発行)

第 6 条 学生証を紛失した場合、次の条件を満たすときに限って、本学は学生、教員等の再発行の申し出に基づき、再発行を行う。

(1) 再発行の申し出を行った時点で、学生または教員等の身分を有していること

(1) 再発行しようとする学生証の申込者本人であることを証明できること

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、学生証の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。